**2023年度(令和５年度)**

**神戸市営地下鉄におけるブランディング構築支援**

**及び駅特別清掃プロモーション企画業務**

**委託仕様書**

**神戸市交通局**

１　委託業務の名称

神戸市営地下鉄におけるブランディング構築支援及び駅特別清掃プロモーション企画業務

２　委託期間

契約締結の日から2024年(令和６年)３月31日まで

３　目的

神戸市営地下鉄では、神戸市全体で進めているまちのリノベーション等と歩調を合わせる形で、まちの顔である駅の美装化や駅のリノベーション等に取り組んでおり、沿線価値・ブランド力を向上させることで、定住人口や駅を拠点とした交流人口の増加に繋げていきたいと考えている。

2023年度(令和５年度)は、開業から45年以上経過した駅の壁や床、天井において、定例的な日常清掃では落としきれない汚れが目立つ状況を踏まえ、現在、西神・山手線、海岸線の各駅について、特別清掃を実施している。駅の「暗く・きたない」イメージを払拭し、駅を明るくきれいにすることで利用されるお客様に喜んでいただけるよう取り組みを進めているところである。また、特別清掃に限らず、2024年度(令和６年度)以降も駅のリノベーションやトイレのイメージアップ改修など神戸市営地下鉄の価値向上につながる取り組みを実施することを予定している。

そこで、沿線価値・ブランド力向上に向け、神戸市交通局の持つ強みや目指す方向性を客観的に捉えたキービジュアル等の作成をはじめ、神戸市営地下鉄で現在実施している、特別清掃の取り組みを広く利用者の方に知っていただくための広報プロモーションを実施することで、利用者の関心を得るとともに、生まれ変わろうとする地下鉄への期待感や愛着の醸成を促すことを目的とする。

４　委託金額

11,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

５　委託業務の内容

（１）企画・デザイン制作

① ブランディング構築支援

* 交通局の強みや目指す方向性についてヒアリングを実施し、それらを客観的に捉えたうえで、その強みや方向性を活かしたブランドイメージを言語化、ビジュアル化すること。また、その言語化されたコピーやロゴ等のキービジュアル策定に至る経緯がわかる資料を作成すること。
* 策定したブランドイメージは日常的な利用者のみならず、普段利用しない人々にも広く認知してもらえるものであること。
* なお、策定したコピーやロゴ等は今後、神戸市営地下鉄のブランド力向上プロジェクトにおいて使用することを想定している（期間未定）。

② 駅特別清掃に係るプロモーション

* 現在、実施している特別清掃プロジェクトを広く利用者や市民に広報し、「地下鉄沿線の価値向上」を図るために必要なプロモーション企画・立案すること。また、企画提案した広報物のデザイン制作を行うこと。
* 受託者が企画・立案したプロモーション案の解説や効果的な実施方法（広報媒体等）を検討するため、本業務期間中、必要に応じて本市職員との打ち合せを実施すること。（委託期間中に２～３回程度を目安とする）

③ デザイン制作に係る留意点

* すべての権利を神戸市交通局に譲渡すること。
* ＡＩデータの譲渡および、使用にあたってのレギュレーションを作成すること。
* 本契約においては、デザインの提案・制作を委託するものであり、広告費（メディア費）や印刷費、掲出費等は含まない。
* 下記に掲げる交通局が所有または契約する広報媒体は活用して構わない

・特別清掃実施前後の様子を収めた写真・動画など

・神戸市交通局ホームページ

・神戸市交通局公式SNS（Facebook、Instagram）

・神戸市交通局公式YouTubeアカウント（神戸市交通局沿線NAVI公式チャンネル）

・神戸市営地下鉄駅デジタルサイネージ

・地下鉄車内トレインビジョン

・地下鉄車内中吊り広告等の紙媒体広告など

* + その他交通局で調整可能なものは要相談

（２）プロモーション実施後の効果持続に向けた提案

　 　受託者が企画・立案したプロモーション実施による広報効果を一過性に終わらせず、可能な限り持続させるための将来に向けた提案をあわせて行うこと。

６　成果物

前項（１）（２）をまとめた企画書を電子データ(PDF)で本市に提出すること。

７　実施報告書

本業務終了後、業務全体の実施概要および実績等を含む業務実施報告書を作成し、電子データ(PDF)で本市に提出すること。

８　実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者理者をおくこと。

９　留意事項

（１）制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。

（２）本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて本市に帰属する。

（３）ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

（４）受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

（５）広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、本市が指定する日までに指定場所に納品すること。

（６）原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。

（７）受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（８）本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。